（最終改正：令和７年４月１日）

千葉市社会福祉法人等指導監査要領

第１　趣旨

この要領は、千葉市社会福祉法人等指導監査要綱（以下「要綱」という。）第１６条の規定に基づき、市長が行う社会福祉法人等の指導監査に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　指導監査事項等

要綱第４条に規定する指導監査事項に関し、指導監査の効果的・効率的な実施のため、社会福祉法人等は、指導監査の実施日の１週間前までに、あらかじめ別に定める事前提出資料（別表）について、市に提出するものとする。

第３　実施計画

要綱第６条に規定する指導監査の実施計画は、実施方針、重点事項並びに年度計画及び月間計画とする。

２　実施方針、重点事項及び年度計画は、毎年度４月に作成するものとする。

３　月間計画は、年度計画に基づき、指導監査実施月の前々月の末日（５月の月間計画については４月末日）までに作成するものとする。

第４　実施通知

要綱第７条に規定する指導監査の通知は、指導監査実施日の１か月前までに「社会福祉法人等指導監査の実施について」（様式第１号）により行うものとする。ただし、これにより難い事情があるときは、この限りではない。なお、通知に際しては、第２の事前提出資料及び当日準備資料についても併せて依頼するものとする。

第５　職員の心得

職員は、指導監査を実施しようとするときは、あらかじめ、手順、分担等を定め、能率的に行うよう努めるとともに、社会福祉法人等の業務に支障のないよう留意しなければならない。また、常に穏健、冷静な態度を保持し、指導監査事項の内容を慎重に確認するよう努めなければならない。なお、事実の認定及び事務処理の判断に当たっては、常に公正不偏の態度をもって臨まなければならない。

第６　指導監査の実施

指導監査は、社会福祉法人等の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

２　職員は、当日の指導監査を開始する前に、社会福祉法人等に対し、その趣旨を説明するものとする。

３　職員は、第４により通知した事前提出資料及び当日準備資料等をもとに、実際の状況について、要綱第９条に規定する立会い者への聴取等により、原則として実地に確認するものとする。

４　職員は、当日の指導監査終了後、指摘指導事項等を整理し、社会福祉法人等に対し、講評を行うものとする。

第７　結果通知

要綱第１２条に規定する結果通知は、「社会福祉法人等指導監査の結果について」（様式第２号）により行うものとする。

第８　監査指導室と所管課との連携

監査指導室と所管課は，効果的な指導監査を円滑に実施するため、常に緊密な連携を図り、相互に協力するものとする。

２　監査指導室長は、指導監査の実施方針、重点事項並びに年度計画及び月間計画を作成しようとするときは、あらかじめ、所管課長と協議するものとする。

３　所管課長は、監査指導室長から要請があったときは、課員を指導監査に同行させるものとする。

附　則

この要領は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１０年４月２０日から施行する。

附　則

この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成１２年４月２０日から施行する。

２　千葉市無認可保育施設指導監督実施要領（平成４年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

この要領は、平成１２年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１３年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１３年５月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年５月２０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年５月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この要領は、平成２３年５月２５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年５月２５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年５月２０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年５月２５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年１１月２５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年１月２１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年５月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年５月１２日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年１０月１３日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年６月２２日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月２６日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年６月１９日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年７月７日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年５月１１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年５月１３日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２関係）

社会福祉法人　指導監査　事前提出資料
社会福祉連携推進法人　指導監査　事前提出資料
生活保護法による保護施設（救護施設）　指導監査　事前提出資料
無料低額宿泊所　指導監査　事前提出資料
日常生活支援住居施設　指導監査　事前提出資料

養護老人ホーム　指導監査　事前提出資料
軽費老人ホーム　指導監査　事前提出資料
地域活動支援センター　指導監査　事前提出資料
福祉ホーム　指導監査　事前提出資料
児童福祉施設（民間保育園等を除く）　指導監査　事前提出資料
民間保育園　指導監査　事前提出資料
保育所型認定こども園　指導監査　事前提出資料
幼保連携型認定こども園　指導監査　事前提出資料
認可外保育施設　指導監査　事前提出資料
小規模・事業所内保育　指導監査　事前提出資料